

## 大阪府立櫻の木高等学校 P T A 役員及び会計監査人の選出に関する細則

第1条 この細則は、P T A規約第6条第3項の規定に基づく役員及び同規約第15第3項の規定に基づく会計監査人の選出方法を定める。

第2条 次年度の役員及び会計監査人は、指名委員会により選出する。

第3条 指名委員会は、指名委員7名で構成する。

- (1) 教職員でない役員の中から1名を選出する。
- (2) 各学年の学級委員から各2名を選出する。
- (3) 教職員でない役員1名は、指名委員長とする。

第4条 前条の指名委員の選出は、役員、学級委員それぞれの互選によるものとする。

第5条 指名委員長は、指名委員会を代表し、会務を統括する。また、指名委員長は規約第7条第1項の規定にかかわらず、指名委員会を招集することができる。

第6条 指名委員会は、役員及び監査人の立候補及び推薦を会員に募ることとする。

第7条 会員は、前条の会員からの立候補者及び会員の推薦する者について、4月末までに指名委員会に届け出なければいけない。

第8条 指名委員会は、第6条による立候補者、推薦者並びにその他の会員の中から指名委員全員の合意により候補者を選び、本人の承諾を得る方法で選出する。

第9条 指名委員会で選出された役員は、総会の承認を得て決定するものとする。

第10条 本細則の制定及び変更は、総会の議決を経なければならない。

### 【付則】

1. 本細則は令和2年9月1日より施行する。